

競争入札参加資格者の登録及び格付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11の規定に基づき、名古屋港管理組合が発注する工事、設計・測量・建設コンサルタント等業務に関する請負その他の契約について、競争入札に参加する者に必要な資格審査及び格付の方法等を定める。

(入札参加資格者の登録)

第2条 名古屋港管理組合が発注する工事等の競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格の審査を受け、入札参加資格者名簿に登録されなければならない。

2 前項の登録は、次の各号の区分ごとにそれぞれに掲げる種類について行う。

- (1) 工事 建設業法第2条第1項に規定する建設工事及び船舶製造等工事
- (2) 船舶製造等工事 工事施行規程を適用して行う船舶の製造、修繕、改修
- (3) 設計・測量・建設コンサルタント等業務 別表第1に掲げる種類

3 第1項の登録は、定時受付分については隔年度ごとに、随時受付については必要な都度行う。

(登録の申請手続)

第3条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項について、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)により管理者に届出て、申請するものとする。ただし、船舶製造等工事については、申請書を持参又は郵送により提出するものとする。

- (1) 称号又は名称
- (2) 登録を受けようとする営業所の名称、所在地及び代表者の職氏名
- (3) 登録を受けようとする業種の種類

2 管理者は、前項に規定するもののほか、申請者に必要と認める事項を記載させ、又は書面を添付させることができる。

3 前条の登録に必要な申請の方法等は、名古屋港管理組合公報で告示する。

(登録の申請に必要な要件)

第4条 工事(船舶製造等工事を除く。)について第2条の登録を受けようとする者は、その登録を受けようとする建設業について、建設業法第3条第1項に規定する許可(同条第3項の規定により、更新の申請をしている場合を含む。)及び同法第27条の23に規定する経営事項の審査(以下「経営事項審査」という。)を受け、同法第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値(旧総合評点)の記載のある有効な結果通知を受けていなければならない。

2 設計・測量・建設コンサルタント等業務のうち、建設設計について第2条の登録を受けようとする者は、建築士法第23条に規定する登録を、一般測量又は航空写真測量について第2条の登録を受けようとする者は、測量法第55条に規定する登録を受けていなければならない。

(欠格要件)

第5条 第2条の登録を受けようとする者が次の各号の一に該当するときは、第2条の登録をしない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号(第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者であるとき。

(2) 申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

(資格審査)

第6条 管理者は、第3条の規定により登録の申請があったときは、第4条の要件及び前条の欠格要件を調査し、入札参加者としての適格性について審査する。

(格付け)

第7条 第2条の登録における工事のうち土木一式工事業、建築一式工事業、電気工事業、舗装工事業及び造園工事業については、経営事項審査の総合評定値に基づき、別表2のとおり格付けする。

(審査終了の通知)

第8条 管理者は、第6条に規定する審査が終了したときは、その旨を申請者に通知する。

(共同企業体の特例)

第9条 共同企業体は、別に定めるところにより、工事の競争入札に参加することができる。

(登録の有効期間)

第10条 第2条の登録は、同条第3項に規定する隔年度ごとに行った登録により新たな入札参加資格者が決定されたときは、その効力を失う。

(資格の承継)

第11条 第2条の登録を受けた者(以下「有資格者」という。)が、次の各号の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、管理者に届け出て、その資格を承継することができる。ただし、管理者が営業の同一性が認められないと判断したときは、この限りでない。

(1) 個人である有資格者が法人を設立したときは、その法人

(2) 個人である有資格者が死亡したときは、その相続人

(3) 個人である有資格者が老齢、疾病等により営業できなくなり、又は営業を行わなくなったときは、その者と生計を一にする配偶者又は子

(4) 法人である有資格者が合併により消滅したときは、その後存続する法人又は成立した法人(法人の規模によっては、公正取引委員会への合併の届け出が受理された者に限る。)

(5) 有資格者が営業権の譲渡をしたときは、その譲渡を受けた者(法人の規模によっては、公正取引委員会への営業権の譲受けの届け出が受理された者に限る。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が適当と認めたときは、その認めた者

2 前項の規定に基づき届け出ようとする者は、管理者が必要と認める書類を提出しなければならない。

3 管理者は、入札参加資格の承継を認めたときは、その届け出をした者にその旨を通知す

る。

(申請内容の変更)

第12条 第2条の登録の申請をした者は、前条の規定により資格を承継しようとする場合を除くほか、申請内容に変更が生じたとき又は建設業を廃業したときは、速やかにその旨を管理者へ届け出なければならない。

(登録の取消又は資格の制限)

第13条 管理者は、有資格者が第5条各号の一に該当するとき、不正の手段により登録を受けたとき、又は有資格者から登録の取消若しくは資格の制限の申し出があったときは、当該有資格者の登録を取り消し、又は一定の期間を定めて入札に参加する資格を制限する。ただし、虚偽申請された経営事項審査により登録を受けたことが明らかになり、次の各号の一に該当するときは、登録を取り消すこととするが、特段の事由があるときは、「名古屋港管理組合指名停止取扱要領」の規定により、指名停止を行う。

(1) 故意に経営事項審査の虚偽申請をしたことにより建設業法に基づく監督処分等を受け、かつ、当該監督処分等を受けた日から過去2年以内に同様に故意の経営事項審査の虚偽申請により監督処分等を受けた場合で、少なくとも1回は虚偽申請された経営事項審査が競争参加の資格審査に使用されたとき。

(2) 経営事項審査の虚偽申請のため、正しく申請されるときと比較し、経営事項評価点数に大幅な変動が認められたとき。

2 管理者は、有資格者が地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当すると認めるとき又は登録を受けた業種について、第4条に規定する要件を満たさなくなったときは、当該有資格者の登録を取り消し、又はその事実があった後最高3年間競争入札に参加させないことがある。なお、前項各号の規定により登録を取り消したときは、取り消し時における入札参加資格者の有効期間内は、再申請を認めないこととする。

3 管理者は、登録を取り消し、又は資格を制限したときは、その者に対してその旨を通知する。

(資格の再認定)

第14条 管理者は、有資格者が次の各号の一に該当することとなったときは、第6条に規定する評価及び第7条に規定する格付について、再認定を行うことができる。

(1) 会社更生法の適用を受けたとき。

(2) 民事再生法の適用を受けたとき。

(3) 前条第1項ただし書により指名停止を受けたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が適当と認めたとき。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

2 指名競争入札参加資格者格付要領（昭和51年7月27日）は廃止する。

別表 1 (第 2 条関係)

	種類
1	建築設計
2	設備設計
3	一般測量
4	航空写真測量
5	河川、砂防及び海岸・海洋
6	港湾及び空港
7	道路
8	上水道及び工業用水道
9	下水道
10	農業土木
11	森林土木
12	水産土木
13	造園
14	都市計画及び地方計画
15	土質及び基礎
16	鋼構造及びコンクリート
17	建設環境
18	地質調査
19	土地調査
20	土地評価
21	物件調査
22	事業損失

別表2（第7条関係）

工事の種類	等級	総合評定値	1件の発注予定金額
土木一式工事	A	1140点以上	2億円以上
	B	870点以上	1億円以上
		1140点未満	2億円未満
	C	740点以上	3,000万円以上
870点未満		1億円未満	
建築一式工事	D	740点未満	3,000万円未満
	A	1050点以上	1億3,000万円以上
		790点以上	4,000万円以上
	B	1050点未満	1億3,000万円未満
790点未満		4,000万円未満	
電気工事	C	790点未満	4,000万円未満
	A	930点以上	3,000万円以上
B		930点未満	3,000万円未満
舗装工事	A	850点以上	4,500万円以上
	B	850点未満	4,500万円未満
造園工事	A	840点以上	3,000万円以上
	B	840点未満	3,000万円未満

注 1件の発注予定金額は、消費税及び地方消費税を含む。